

# 東京都北区議会

## 令和7年第4回定例会で可決した意見書

- ・固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める  
意見書
- ・性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見  
書

## 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

長期化したコロナ禍に加え、物価高騰や極端な円安、エネルギー・原材料費の上昇などにより、多くの事業者が売上減や収益悪化に直面し、事業の存続が危ぶまれている。

特に、青色申告者を含む小規模事業者は、インボイス制度の導入後、課税事業者への登録を選択せざるを得ない場面も増え、これまで以上の税負担と事務負担が発生し、経営環境は一段と厳しくなっている。

このような状況下で、東京都独自の固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置が廃止されれば、事業継続や都民の生活に深刻な影響を及ぼし、地域経済や日本経済の回復にも悪影響を与えかねない。

よって、本区議会は東京都に対し、下記の事項を令和8年度以降も継続するよう求める。

### 記

- 1、小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2、小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
- 3、商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年12月5日

東京都北区議会議長 青木博子

東京都知事 小池百合子 殿

## 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和5年3月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難である。そのため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報をもとに、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

再犯防止の取組を効果的に進めるためには、こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも性犯罪をした者が任意で再犯防止プログラム等へ参加することを促す実効性のある仕組みを創設する必要がある。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、下記の項目を実現するよう強く求める。

### 記

1、性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。

2、再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け出られた情報を自治体に提供すること。

3、自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年12月5日

東京都北区議会議長 青木博子

衆議院議長	額賀福志郎 殿
参議院議長	関口昌一 殿
内閣総理大臣	高市早苗 殿
法務大臣	平口洋 殿
厚生労働大臣	上野賢一郎 殿